

春日井市プレミアム付き建設券発行事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、物価や建築資材費が高騰し、住宅などの整備費用が上昇する中、市民の負担を軽減するとともに、事業者の経済活動を促進するため、春日井市プレミアム付き建設券発行事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）が実施するプレミアム付き建設券（以下「建設券」という。）を発行する事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、春日井市補助金等に関する規則（昭和54年春日井市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助事業)

第2条 補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、実行委員会が行う春日井市プレミアム付き建設券発行事業とする。

(補助対象経費)

第3条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 建設券の付加価値である当該建設券の額面割増金に相当する経費
- (2) 補助事業に要する事務費（食糧費を除く。）及び臨時的な雇用に係る人件費
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める経費

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費に相当する額以内の額とし、44,000,000円を限度とする。ただし、第3条第2号及び第3号の合計は4,000,000円を上限とする。

2 前項に規定する補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

(申請の期日)

第5条 規則第3条に規定する申請の期日は、補助事業の開始日とする。

(申請書に添付すべき書類)

第6条 規則第3条第3号の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業に係る実施要項
- (2) 実行委員会の組織構成、役員等が確認できる書類

(申請の取下げのできる期間)

第7条 規則第5条第1項に規定する交付申請の取下げをすることができる期日は、交付決定通知を受けた日から10日を経過する日とする。

(補助金の交付)

第8条 補助金は、規則第4条の規定による補助金の交付決定をした後、実行委員会の請求に基づき当該交付決定額の全額を交付し、規則第10条の規定による交付すべき補助金の額を確定した後に精算する。

(実績報告)

第9条 規則第9条の規定による実績報告は、補助事業等実績報告書に収支決算書を添えて、令和6年3月31日までに市長に提出しなければならない。

(検査等)

第10条 市長は、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、実行委員会に対し、その目的を達成するために必要な限度において補助金の使途について必要な指示をし、報告書の提出を命じ、又はその状況を実地検査することができる。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年3月15日から施行する。
- 2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに

この要綱の規定により交付決定された補助金については、この要綱の規定は、同日後も、なおその効力を有する。